

「人間将棋 姫路の陣」企画・実施等業務委託要求水準書

姫路市 観光経済局 観光コンベンション室

「人間将棋 姫路の陣」企画・実施等業務委託要求水準書

第1章 総則

1 目的

本市では、令和7年11月に将棋のタイトル戦が開催される予定となっていることから、11月を「将棋月間」とし、様々な将棋関連のイベントを実施することとしている。本事業は、その端緒として姫路城において「人間将棋 姫路の陣」を行うことで、タイトル戦までの機運醸成及びまちなかのにぎわい創出を図ることを目的とする。

また、本イベントは国内外問わず多くの来場者が見込まれることから、世界文化遺産・国宝姫路城及び、本市ゆかりの戦国武将・黒田官兵衛など、本市の豊かな観光資源をPRすることで、知名度向上及び観光誘客促進を目的とする。

※ 人間将棋とは、豊臣秀吉が伏見城で小姓や腰元を将棋の駒に見立て、「将棋野試合」を行ったという故事がきっかけとなり、山形県天童市で昭和31年に始まり今日まで続いている行事である。本市においてもこれまでに6回（平成27年から令和6年まで）開催している。

2 業務名

「人間将棋 姫路の陣」企画・実施等業務委託

3 契約期間

契約締結日から令和7年12月22日（月）まで

4 事業委託料

上限金額 19,874,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本要求水準書「8 共通事項」の(1) 棋士等関連経費」に係る経費は、おおむね3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、上限金額内に含む。

5 業務委託者

姫路市

6 事業の開催概要

(1) 「人間将棋 姫路の陣」及びサテライト会場企画

日 時：令和7年11月1日（土）・2日（日）（2日間）

10時～16時(予定)

場 所：姫路城三の丸広場 及びアクリエひめじ（雨天時はアクリエひめじのみ）

想定客数：会場収容人数3,000人（1日）、単日収容延べ人数10,000人

(2) 中国大返しツアー

日 時：令和7年11月1日（土）・2日（日）

場 所：備中高松城跡～姫路城

募集人数：44人（子ども22人、保護者22人）

参加料金：子ども 5,000円 保護者 10,000円

(3) 子ども将棋大会（市長杯）実施企画

日 時：令和7年11月15日（土）・16日（日）（2日間）

10時～12時半（予定）

場 所：市民会館第3会議室

募集人数：各日32人

7-1 委託業務の内容（「人間将棋 姫路の陣」）

(1) 「人間将棋 姫路の陣」の企画・運営業務

ア 実施計画書を作成すること。

イ オープニング、人間将棋の演出内容、広告デザインラフ案を作成し、本市と協議の上、実施・運営すること。

※オープニングの内容は「人間将棋 姫路の陣」に関連したものとし、本市や他市の例では寸劇や殺陣を実施。また、二日目のオープニングについては、後述の中国大返しツアーの内容と合わせたものとする。

ウ 人間将棋以外で、「人間将棋 姫路の陣」にふさわしい関連イベントを企画すること。

※関連イベントは当日会場内で行うこと。

エ 当日のイベントの様子を撮影及び配信をすること。なお、配信の媒体については、YouTubeなどの動画投稿サイトを用いることとし、本市と別途協議の上、決定すること。

オ イベント当日までのスケジュールおよび当日のタイムスケジュールを作成すること。

カ 人間将棋を実施するにあたってのスタッフ体制を作成すること。

キ 司会進行役のMC（英語アナウンスを含む）を手配すること。

ク オープニング時に手話通訳や字幕等の対応を実施すること。

(2) 広告宣伝業務

ア 開催概要が広く周知できるよう、雑誌、新聞等の媒体の他、Instagram、X（旧 Twitter）等のSNSを活用した効果的な情報発信を行うこと。

イ イベントポスター、イベント告知チラシの作成部数は下記必要最小部数以上とすること。

※必要最小部数（姫路市観光案内所、市内関係施設配布用）

【A4版チラシ】20,000枚

【A3版ポスター縦】2,000枚（コート135kg、4色）

【B2版ポスター縦】50枚（コート135kg、4色）

ウ A3版ポスター2,000枚のうち、1,200枚は印刷面が上になるよう2つ折りにしたものを納品すること。

エ イベント当日姫路城を訪れた観光客（外国人観光客含む）にもイベント内容がわかるよ

う、案内表示の作成・設置などの対応をすること。

オ 広告デザインはタペストリーやのぼり、デジタルサイネージ等への転用を念頭に置いて作成すること。

カ 広告物の納品については、納品日は本市と受託者が協議の上決定し、完成後、速やかに広告物及び作成したデータを郵送、記録媒体、メール添付又はオンラインストレージ等にて納品すること。

※納品日は概ね7月中旬から8月上旬を見込むこと。

(3) 棋士及び出演者との調整・打合せ

ア 棋士は、姫路市観光コンベンション室が日本将棋連盟に依頼し、決定することとする。

イ 将棋の駒役の募集、演出及び出演調整を行うこと。

※駒役は姫路市内外を問わず広く募集を行い、対象は中学生から大学生程度までとし、欠員等に備え1日あたり42人～44人程度確保すること。

なお、中学生からの申し込みの場合は保護者同伴を必須とすること。

※11月2日（日）の駒役については、半分を後述の中国大返しツアーの参加者（保護者除く）とし、残りの半分は募集により決定すること。

ウ 将棋の駒役の補助者の出演調整は、観光コンベンション室が行う。

※将棋の駒役の補助者は、棋士が指示した場所へ駒役を移動させる業務を行う。

エ 棋士以外のゲストとして、姫路又は将棋にゆかりのあるタレント等の著名人を手配すること。

(4) 出演者の衣装の手配及び着付け

ア 出演者の衣装を手配すること。

※衣装の内容は「人間将棋 姫路の陣」のコンセプトに合致したものとする。

※衣装の手配は、最低50必要となる。棋士：2、駒移動補助役：4、着付手直し役：2、駒役：42（王将：2、飛車：2、角行：2、金将：4、銀将：4、桂馬：4、香車：4、歩兵：18、旗持ち：2）

※上記駒役の衣装は一律で同じ物とせず、駒毎に差異を設けることとする。

イ 当日の出演者の着付け役を必要人数手配すること。

※必要人数とは、棋士、駒役などその他演出上の衣装の着付けを要する人員に対応できる人数とする。

ウ 出演者の着替え場所は、会場裏テント又は姫路城迎賓館を想定して計画すること。

エ 着替え等に対応できるテント（広さ、数）を会場内に設置すること。

(5) 人間将棋用の会場設営・備品準備及び撤去等

ア 人間将棋用の大型将棋盤の製作もしくは手配を行うこと。

イ 大型将棋盤（20m×20m程度）のイメージ・サイズを計画すること。

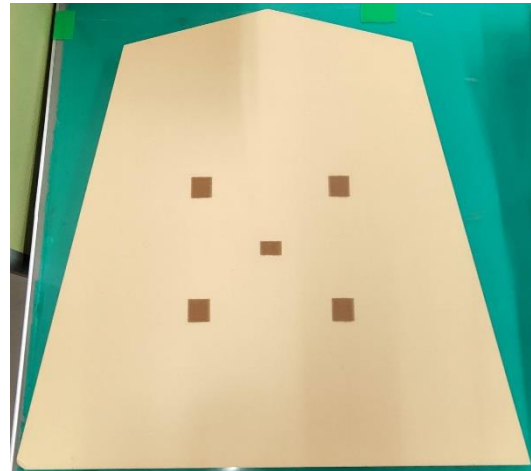
※大型将棋盤は姫路城三の丸広場の芝生を傷めないものとする。

ウ 人間将棋用の駒等の製作をすること。

※本市所有分（平成27年度作製）が使用可能であれば、清掃・修理を行い使用すること

も可。

※人間将棋用の駒は、観覧席、中継モニター等から見ても、駒の動き、配置等が分かるようなデザインとする。



※人間将棋用の駒（王将）：縦 62cm、厚さ 2.5cm 裏面に台固定用のマジックテープ有



※駒の設置台：高さ 150cm 天板に駒固定用のマジックテープ有

エ 解説用の大型将棋盤、駒、ステージの製作もしくは手配を行うこと。

オ 人間将棋の大型将棋盤横で棋士及び聞き手による解説に必要な駒・中継モニター、マイクなど関連備品を手配すること。

カ 解説用の大型将棋盤の前には観客が集まることも想定し、配置場所、ステージの高さ等を計画すること。

キ 会場設営及び撤去を行うこと。

ク レイアウト・イメージ図の作成にあたっては、会場収容人数とは別で観覧可能者数を明記すること。

ケ 会場人員のすべてが将棋盤上の駒の動き、駒の配置。解説盤の様子が視覚的、聴覚的に分かるような演出、設備配置（観覧席の設営、モニター中継の方法等）を行うこと。

コ 会場はできる限り姫路城の歴史的景観にふさわしい装飾とすること。

サ テントの設置及び配置については、本部用、棋士控え用、着替え用、その他提案イベントなど運営に必要な数を会場内に配置すること。なお、当日は会場内に実施本部、姫路市 PR、将棋連盟 PR 等のブーステントを配置すること。（４張以上）

シ 屋外のため、少雨・強風への対応も考慮の上、設営すること。

ス 会場の撤去は令和 7 年 11 月 3 日（月）午後 5 時までに完了すること。

(6) 雨天時の対応

ア 雨天時用の会場はアクリエひめじ（展示場 A、B）とし、人間将棋又はこれに代わる将棋関連事業を計画すること。

なお、会場については本市が予約し、使用料の支払をするものとする。

イ 姫路城三の丸広場から移動させることができない音響及び備品等は、雨天時用として別途手配すること。

なお、雨天時用として、姫路市が所有する 13m×13m の将棋盤ターポリンシートの使用が可能である。

(7) 駒役保護者への対応

イベント当日の様子を撮影し、人間将棋対局後の集合写真などについては、後日駒役の保護者へ提供すること。

7-2 委託業務の内容（サテライト会場企画）

(1) サテライト会場の企画・運營業務

ア 実施計画書を作成すること。

イ サテライト会場内の演出、会場レイアウト案を作成し、本市と協議の上、実施・運営すること。

ウ 「将棋月間」の機運醸成に寄与するような関連イベントを企画すること。

※例：子ども将棋教室、親子参加型の「どうぶつしょうぎ」等

エ イベント当日までのスケジュールおよび当日のタイムスケジュールを作成すること。

オ サテライト会場でのイベント実施にあたってのスタッフ体制を作成すること。

カ 会場内アナウンス（英語アナウンスを含む）を手配すること。

キ 会場はアクリエひめじを使用すること。尚、会場の予約及び使用料の支払は本市が行うものとする。

(2) 広告宣伝業務

ア 「人間将棋 姫路の陣」と同日に開催されるため、本要求水準書「7-1 委託業務の内容（「人間将棋 姫路の陣」）」の(2) 広告宣伝業務」に含めて実施すること。

イ 当日の来場者がイベントの内容及び実施場所が確認できるような案内表示の作成・設置などの対応をすること。

(3) 棋士及び出演者の調整

ア サテライト会場企画に出演する棋士については、観光コンベンション室が（公社）日本

将棋連盟に依頼し、決定することとする。

(4) サテライト会場の設営・備品準備及び撤去等

ア アクリエひめじ展示場内に各イベントブースを設けること。(屋外展示場及び展示場 A、B)

イ 姫路城三の丸広場で行われる「人間将棋 姫路の陣」の中継が可能な設備を用意すること。(モニター、マイク等)

ウ 会場設営及び撤去を行うこと。

エ レイアウト・イメージ図の作成にあたっては、会場収容人数とは別で観覧可能者数を明記すること。

オ 雨天時は姫路城三の丸広場で行われる「人間将棋 姫路の陣」の会場にもなるため、雨天時を想定したレイアウト・イメージ図の作成も行うこと。

カ 会場の撤去は令和7年11月3日(月)12時までに完了すること。

7-3 委託業務の内容(中国大返しツアー)

(1) 中国大返しツアー実施業務

ア 実施計画書を作成すること。

イ 参加者の募集・受付を行うこと。

ウ ツアーの催行をすること。

(2) 広告宣伝業務

ツアーの内容が広く周知できるよう、雑誌、新聞等の媒体の他、Instagram、X(旧 Twitter)等のSNSを活用した効果的な情報発信を行うこと。

(3) ツアー概要

ア 日程は令和7年11月1日(土)・2日(日)とする。

イ 催行数は1回とする。

ウ ツアーのコースについては、岡山市(備中高松城跡)を出発し、姫路城を見学、ツアー2日目の「人間将棋 姫路の陣」の参加を必須とし、その間のプログラムを事業者の提案をもとに、本市と協議の上、決定する。

エ 参加者は親子での参加を必須として、大人22名、子ども22名の計44名とする。

オ 参加料は大人一人10,000円、子どもは一人5,000円とする。

カ ツアー参加者へのガイドの方法やガイドの選定は、事業者が提案することとし、市と協議の上で決定する。

なお、事業者は、事業内容を熟知した担当スタッフを1名以上現地に配置すること。

キ ツアー対象者については、出発先の岡山市の市民に留めず広く募集するものとする。

(4) その他

ア 本市と受託者が協議の上で決定した契約時の催行計画に基づく募集の結果、未催行や予定催行人数に達しなかったことで生じる不要経費については、市は負担しない。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や台風、豪雨その他天災により、ツアー

の実施が困難と市が判断した場合、業務を縮小又は中止する場合がある。この場合、企画・運営に要した費用負担は、市と受託者が協議して決定するものとする。

イ 参加料はすべて市の歳入とし、参加料の徴収などは本市が行う。

7-4 委託業務の内容（市長杯（子ども将棋大会））

(1) 市長杯（子ども将棋大会）実施業務

ア 実施計画書を作成すること。

イ 会場レイアウト案を作成し、本市と協議の上、実施・運営すること。

ウ イベント当日までのスケジュールおよび当日のタイムスケジュールを作成すること。

エ 会場でのイベント実施にあたってのスタッフ体制を作成すること。

オ 会場は姫路市市民会館 4 階第 3 会議室とすること。

カ 参加者の景品を用意すること。

(2) 広告宣伝業務

ア 開催概要や特典が広く周知できるよう、雑誌、新聞等の媒体の他、Instagram、X（旧 Twitter）等の SNS を活用した効果的な情報発信を行うこと。

イ イベント告知及び応募チラシの作成部数は下記必要最小部数以上とすること。

※必要最小部数（市内関係施設配布用）【A 4 版チラシ】14,000 枚

(3) 参加者の調整

ア 当日の参加者の募集・受付を行うこと。

イ 参加者の定員については各日 32 名とすること。

ウ 審判となる棋士については観光コンベンション室が（公社）日本将棋連盟に依頼し、決定することとする。

(4) 会場の設営及び備品の準備

ア 会場内では子ども達の対局スペースと併せて、保護者達の観覧スペースを用意すること。

イ 会場内で使用する将棋盤や駒、対局時計等、必要となる備品の手配をすること。

8 共通事項

(1) 棋士等関連経費の支払い

棋士等関連経費として、3,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を見込むこと。必要となる経費は以下のとおりであり、内訳及び詳細は別途指示する。

ア 出演棋士への謝礼、交通費、宿泊費、昼食（宿泊が発生する場合は、宿泊先を手配すること。）

イ 将棋の駒役への記念品購入及び配布

※記念品は前日までに用意し、当日配布とすること。記念品は駒役の参加者の年代等を考慮し、本市に相応しく、イメージを損なわない文房具や菓子類等とすること。内容は本市と別途協議の上、決定すること。

(2) アンケート及び事業報告

- ア Web等を活用したアンケートにより来場者の反応及びイベント開催に伴う観光消費額等を調査し、分析・検証した結果を実施報告書により報告すること。
 - イ アンケートの内容や質問事項は本市と協議の上、決定する。
 - ウ 本事業の実施報告書を、写真又は動画を添えて作成し、別途提示する期限までに提出すること
 - エ 本事業終了後、総括する場を設けること。
 - (3) 各イベントの写真撮影
 - 各イベント中に写真及び動画を撮影すること。
 - (4) その他7-1から7-4のイベント実施に必要な備品の手配
 - ア イベント企画を実施するために必要な備品を手配すること。
- ※別紙1参照
- イ 製作物は、本市に帰属する。
- (5) その他本業務に付随する業務
 - ア 観覧者が身体に損害を受けた場合に補償する保険に加入すること（死亡事故1,000万円、後遺障害40万円から1,000万円、入院1日3,000円、通院1日2,000円以上、手術給付金1名当たり30,000円以上）。
 - イ 本市を原因として第三者に損害を与えた場合、本市が法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害を補填するために、賠償責任保険に加入すること（対人・対物賠償1名・1事故1億円以上）。
- 9 実施に当たっての留意事項
- (1) 業務全般に関わること
 - ア 会場演出に当たっては、「姫路城重要文化財建造物等保守活用計画」における第5章「活用計画」記載事項（別紙2「姫路城重要文化財建造物等保守活用計画 第5章【抜粋】」参照）を根底に据えながら、関連法規の順守及び姫路城の景観・美観を尊重した企画・演出とすること。
 - イ 姫路市の「ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨に則り、LED照明の使用、発電機に変わる蓄電池の使用、蓄電池型テラスターの使用等、温室効果ガス排出削減に取り組むこと。原則として、ガソリンやディーゼルエンジンによる発電機を伴う照明設備・電源設備の使用は行わず、既設電源またはバッテリー（蓄電池）等により電源を賄うこと。
 - ウ 三の丸広場への車両進入退出口は原則、喜斎門側からとする（4tまでの車両に限る）。ただし、4tを超えて10tまでの車両を使用する必要がある場合は、本市が指示をする箇所に養生を行った上で、大手門から進入退出をすることができる。進入退出時間については姫路城管理事務所と調整すること。
※進入経路等は別紙3を参照
 - エ 来場者の安全対策を重視するため、責任者を置き来場者の安全確保に努めること。また緊急時に備え会場内には救護所を用意すること。
- 8

オ 開催場所での風対策（設営物、資材等）を施すこと。また、悪天候等による開催中止の決定は、本市の指示に従うこと。

カ 姫路場内は基礎工事、くい打ち及び釘等による固定を要するもの並びに火気の使用は禁止する。また、場内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等を毀損し、又は汚損してはならない。

キ 各会場内に設置する観覧席及び立見席については、消防の条例に基づき設置をし、事前に配置図を作成すること。

ク その他の禁止事項については、本市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。

ケ 関連する全ての事項について、姫路城管理運営業務受託者との役割分担を明確にし、姫路城管理事務所及び姫路城管理運営業務受託者と十分に調整の上、事業を実施すること。

コ 資材の搬入方法、安全対策資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、姫路城管理事務所と十分協議し、指示に従うものとする。

サ 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。また、本市は成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、本市が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。

シ イベント開催期間中の警備員及び運営上必要となる会場内の案内、誘導等のスタッフについて配置すること。

(2) 電源等に関すること

ア 三の丸広場に設置されている分電盤（3 箇所 分電盤の電源容量 計 105A）を使用することができる。なお、これらの既設の分電盤を使用する場合の電気料金については、本市が負担する。

イ 上記の既設の分電盤だけでは電源容量が不足する場合は、受託者が関西電力に届出の上、姫路城管理事務所が指示する場所に仮設分電盤を設置し、必要箇所へ供給すること。

ウ 仮設分電盤に設置に当たり、養生とウエートによる転倒防止策を施すこと。

※分電盤の場所、仕様については別紙 4 を参照

(3) その他提案に当たっての留意事項

ア 人間将棋は、山形県天童市で 70 回にわたり開催されている恒例の行事で、近年、岐阜県関ケ原町などの他自治体でも実施されている。本業務の提案にあたっては、天童市等における人間将棋の開催状況及び過去に実施した「人間将棋 姫路の陣」を参考とすること。ただし、天童市等や前回の「人間将棋 姫路の陣」の開催内容に縛られる必要はなく、姫路城及び姫路市の実施目的に見合った演出を提案すること。

イ 姫路城へ来訪する外国人観光客が増加しているため、外国語での会場アナウンスや案内

表示等を盛り込むことを念頭に、翻訳や案内表示に要する費用等も見積の上、企画を提案すること。

(4) 損害のために生じた経費の負担

ア 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

イ アの規定にかかわらず、同行の規定する賠償額の内、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、本市の指示又は貸与品等が不適當であること等本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

ウ ア及びイの場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、本市と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(5) 本業務を中止とする場合の費用負担について

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難と本市が判断した場合、業務を縮小し、又は中止する場合がある。この場合において、要した費用負担は、本市と受託者が協議して決定するものとする。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「人間将棋 姫路の陣」企画・実施等業務委託に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、本市へ提案し、本市と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び本市の契約約款によるものとする。

3 業務管理

(1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を本市に提出するものとする。

(2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、全体スケジュール、設営スケジュールなど進行管理資料及び各設備仕様、図面等を本市の指示により随時提出し、本市の承諾を得るものとする。

(3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。

(4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、(3)の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。

- (5) 受託者は、必要に応じ姫路市役所において進捗状況を本市に適宜報告するとともに打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

4 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この要求水準書及び本市の契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、本市が指定するファイル形式で提出すること。）を本市に提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめ本市と協議の上、作成するものとする。

提出先は、姫路市観光経済局観光コンベンション室（姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所）とする。

5 検査

受託者は、業務完了後、姫路市の契約約款に定める手続を経て、本市の検査を受けるものとする。

本業務は、本市による検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果物の記載内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

6 資料の貸与

本業務に必要な資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに本市へ返還するものとする。

7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、別途実施するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、本市の担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速

やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。

- (4) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）の規定を適用する。
- (5) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。